

岡山市立陵南小学校 いじめ防止基本方針

2024年3月改訂

はじめに

岡山市立陵南小学校では「豊かな人生を共に切り拓いていくあたたかく凜とした陵南っ子」を学校目標に、「認め合い支え合う居場所づくり」を指導の重点に置いている。そうした中で、いじめは、学校目標の達成を阻害する重大な要因の一つと考える。いじめは、いじめを受けた児童にとっては、教育を受ける権利を著しく侵害するものであるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものでもある。

そのため、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと、学校だけでなく、家庭・地域・関係機関と連携を図りながら、未然に防止することを第一義に、万が一起きてしまった場合には、直ちに阻止、解決できるよう本基本方針を策定するものである。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットなどを通じて行われるものも含む。）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じるものをいう」と、いじめ防止対策推進法に定義されており、本基本方針もこれを踏まえるものである。

2 いじめについての基本的認識

いじめは、全ての児童に関する問題である。また、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

そして、全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめ防止対策を通して、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分理解できるように努めなければならない。

3 陵南小学校におけるいじめの防止・早期発見のための具体的な取組

○ いじめ発生の防止対策

- (1) 児童の豊かな情緒を育てる道徳教育により、「いじめは絶対に許されないもの」という理解を促す。
- (2) 年間を通じて計画的に人権教育を推進し、いじめを許さない学級づくり・集団づくりに取り組む。
- (3) 友達とかかわり合う学校生活全体を通して、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。

- (4) 多くの学校行事やボランティア活動、自然体験活動などを通して、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識を醸成する。
- (5) 年間計画は以下のとおりである。

年度初めは、学級づくりの中で、互いの長所や個性を認め合う支持的風土を確立する。
年間を通して、委員会活動などの各行事・宿泊研修・校外学習などあらゆる機会を通して、担任の児童理解や児童の相互理解を深め、いじめ発生防止の取組を進めていく。
年間を通して、ネット上のSNS等のトラブルやいじめに関連する指導を行い、規範意識や人権意識を高める。
1学期と2学期に1回ずつ「教育相談週間」を設定し、担任が児童一人ひとりと向き合い、実態を把握していじめが発見された場合には早期解決を目指す。
夏休み中の児童の動向を電話連絡や補導などで把握し、学校外でのいじめについてもできるだけ速やかに把握する。
学期ごとにアンケート調査を実施し、いじめ早期発見・早期解決に努める。
運動会や発表会などの行事の練習をとおして、互いのがんばりをみとめ、団結心の向上を目指す。

○ 早期発見対策

- (1) 「いじめは、どの学級、どの子にも起こり得る」という認識のもと、学期ごとに「いじめアンケート」を実施したり、児童一人ひとりと担任とのふれあい・話合いの時間を設けたりして、実態把握に努める。また、教職員同士の情報交換の機会を通じて気になる児童について共通理解していじめの早期発見、早期解決を目指す。
- (2) 日記指導や休み時間の児童とのふれあい、朝の会・帰りの会の活動を通して児童の状態を把握する。
- (3) 学習や学校行事等において地域の方の協力を得たり、連携を図ったりすることで、児童の様子や人間関係をできるだけ多くの目で見守り、いじめの未然防止や早期発見に役立てる。
- (4) 保護者に電話・手紙・家庭訪問などの方法で、児童の日々の頑張りと成長を細かく伝えることで、担任に保護者が何でも話せる厚い信頼関係を築き、いじめの早期発見に資する。
- (5) 夏季休業期間等において「いじめの早期発見・早期対応の手引き」や「岡山県いじめ問題対策基本方針」等を活用しながら、いじめ問題に対する全職員の共通理解や、いじめに関する事例研究を通して児童理解の深化を図り、教職員の実践的指導力の向上に努める。

4 陵南小学校におけるいじめ対策（防止・早期対応）のための組織と役割

（１） 組織の名称

いじめ対策委員会

（２） 組織の構成

校長 （会務の総括）

副校長（校長の補佐）

教頭 （会務の具体の差配）

教務・生徒指導主事・人権教育担当教員・養護教諭・関係教職員

必要であれば専門機関 子ども相談主事等

（３） 組織の役割

- ・ いじめに関する情報の収集と共有
- ・ いじめに対する長期的対策の話し合いと決定
- ・ 該当児童への指導，該当保護者への報告・対応の決定
- ・ 学級指導への指導体制の強化と支援体制の決定
- ・ 外部関係機関への協力要請の決定
- ・ 今後のいじめ防止と早期発見のためのアンケート調査等の実施の決定

（４） いじめ対策委員会の基本的な流れ

- 1 開会
- 2 いじめ報告（関係教職員・生徒指導主事）
- 3 質疑応答
- 4 協議
 - ① 今後の指導方針
 - ② 保護者への報告・対応
 - ③ 関係機関への連絡・協力要請
 - ④ 指導体制の強化・支援体制
- 5 方針・次回開会予定等確認
- 6 閉会

5 重大事態への対処について

いじめにより、児童の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告する。
- (2) 市教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、当該事案についての客観的な事実関係及び再発防止のための調査を行う。
- (4) いじめを受けた児童又は保護者の希望により、並行して市長及び市教育委員会による調査を実施する場合には、各調査主体が密接に連携し、調査対象となる児童への心理的な負担を考慮しながら調査を実施するものとする。
- (5) 学校が調査主体とならなかった場合、学校は当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力するものとする。
- (6) 当該事案に関わる調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、当該調査に関わる事実関係等必要な情報を適切に提供する。

陵南小学校いじめ対応の流れ

いじめ認知（関係教職員）



いじめ詳細調査（関係教職員・生徒指導主事）



いじめ報告（関係教職員が校長・副校長・教頭・保護者・必要であれば全職員へ）



＊校長がいじめ対策委員会開会判断
第1回いじめ対策委員会

（出席者 校長・副校長・教頭・教務・生徒指導主事・人権担当教員・養護教諭・関係教職員・必要であれば専門機関）
子ども相談主事等



＊いじめ対策委員会決定事項に基づき
いじめ指導，見守り，保護者へ報告（関係教職員），教育委員会へ報告（生徒指導主事）等



いじめ指導経過報告（関係教職員がいじめ対策委員・保護者へ）



＊校長がいじめ対策委員会開会判断
第2回いじめ対策委員会

（出席者 校長・副校長・教頭・教務・生徒指導主事・人権担当教員・養護教諭・関係教職員・必要であれば専門機関）
子ども相談主事等



いじめ再報告（関係教職員が保護者へ），いじめ指導，見守り，いじめ再報告（生徒指導主事が教育委員会へ）



いじめ指導経過報告（関係教職員が該当保護者・いじめ対策委員・必要であれば全職員へ）



いじめ継続指導・観察（全職員）



いじめ指導経過報告（関係教職員がいじめ対策委員へ）